

令和8年度(2026年度)熊本県人権月間における啓発業務委託仕様書[委託業務詳細]

1 熊本県人権月間及び熊本県人権フェスティバルの周知広報

広報期間	令和8年(2026年)10月10日(土)～12月10日(木) 受託者決定後に、具体的な実施時期を定める。
業務内容	(1) 熊本県人権月間ポスター・熊本県人権フェスティバルポスター・リーフレットの制作 人権について考えるきっかけとなるポスター・リーフレットを制作する。ポスター・リーフレットには必ず熊本県人権月間シンボルマーク、熊本県人権啓発キャラクターコッコロを掲載する。 熊本県人権月間シンボルマーク、熊本県人権啓発キャラクターコッコロは県からデータ提供。 a 熊本県人権月間ポスター3種 B3判、4色、片面、各1,250枚(うち1,240部は十字折り) 次のテーマごとに制作する。 ・部落差別(同和問題) ・性的指向・性自認に関する人権 ・インターネットによる人権侵害 PDF形式の電子データもあわせて納品する。 b 熊本県人権フェスティバルポスター B2判、4色、片面、600枚(うち、590枚は3回折り) PDF形式の電子データもあわせて納品する。 c リーフレット A3判(A4二つ折り)、4色、両面、12,000枚 熊本県人権月間及び熊本県人権フェスティバルの情報を 含む当該期間に開催される人権関係のイベント等の情報(県 から提供)を盛り込み制作する。 PDF形式の電子データもあわせて納品する。 (2) ポスター・リーフレットの発送 上記(1)で作成したポスター・リーフレットを、県の提供する配布先データにより仕分け封入(約1,200箇所)し、発送分(県内約400箇所)について、10月10日(土)までに到着するよう発送する。 封入内容(最大): 送付文書1枚(県で準備) 人権月間ポスター3枚(十字折り) 人権フェスティバルポスター1枚(3回折り) リーフレット10枚程度 (3) 年代等のターゲットに応じた媒体による広報 熊本県人権月間について、年代等のターゲットに応じた媒体(テレビ、新聞、Web、情報誌、その他)による広報を行う。 また、人権フェスティバルの集客対策を行う。 なお、以下は必須項目とする。 a ポスターを元にした人権啓発動画(15秒)3本制作 b テレビCM、新聞広告、Web広告、情報誌による広告

	広報時期 令和8年(2026年)10月10日(土)～12月10日(木) (内訳) 熊本県人権フェスティバル 10月10日(土)～12月5日(土) 熊本県人権月間 11月10日(火)～12月10日(木)
--	--

2 熊本県人権フェスティバルの企画運営

実施日時	令和8年(2026年)12月6日(日)
実施場所	熊本城ホール2階シビックホール(北側) ホワイエ
実施内容	誰もが気軽に参加できる楽しく親しみやすい啓発事業として、人権について考えるきっかけとする催しを次のとおり一体的に実施する。参加費無料。 (1) ステージ 開会式/主催者挨拶 5分程度 主となる催し物 70分程度 人権について考えるきっかけとするため、集客が図れる著名な方を講師に招いた講演会・トークイベント等とし、テーマは「人権全般」とする。 人権作文の朗読発表 15分程度 コッコロ隊ミニステージ 15分程度 その他 その他は演劇、コンサート、映画上映など内容の構成は自由。 (2) ブース展開 人権に関する作品展示や販売/体験ブース等を設置し、参加者の動線を考慮のうえ、参加者の目を引くような構成とすること。 提案ブース数は5ブースとし、その他のスペースには別途県から出展者を割り当てる予定。 (3) パネル展示 最低15枚のパネル展示を実施する。 県から展示パネルの提供可。ただし、新たな展示パネルの製作を妨げない。
委託業務	・フェスティバル全体の運営(ステージイベントの企画・実施、ロビー展等の企画・実施、開会式の実施、要員手配等、運営マニュアル・台本の作成) ・講演会等出演者との交渉、経費支払い ・ブース展開の展示・販売/体験等に係る施設等との交渉、調整 ・会場との交渉、調整、経費支払い ・会場設営(看板、サイン作成含む)・撤去 ・記録(写真・動画等) ・参加者募集及び申込受付に関する業務 ・参加券の送付業務 ・当日配布用プログラムの作成(最低300部程度) ・アンケート回収及び集計 ・フェスティバルの開催に付随する業務 ・会場での手話通訳及び要約筆記の配置、託児室の準備・運営

3 その他効果的と考えられる広報展開

上記 1、2 以外で人権啓発に効果的かつ委託で実施可能な手法を提案する。

(参考例)

- ・拡散力のある動画の配信
- ・人権啓発パネル展
- ・街頭イベント 等

4 啓発資材の製作

人権フェスティバル等への誘客や人権について考えるきっかけにつながる効果的な啓発資材を製作する(個数任意)。

ただし、下記については必須とする。

- ・「熊本県人権月間」のぼり旗 100枚

なお、現在、県で保有する啓発資材は、次のとおり。

- ・エコバッグ
- ・マイクロファイバークロス
- ・マスクケース
- ・ウェットティッシュ
- ・メモ帳
- ・ブックカバー
- ・ポケットティッシュ

5 市町村へ事業展開を促進する手法の提案

熊本県人権月間における啓発効果が県内全域に向けて、波及・浸透するための効果的な手法(県による直接実施、本委託における実施のいずれでも可)を提案する。

6 効果測定

目標を設定し、アンケート、ホームページアクセス数、その他により客観的に把握できる効果測定を行う。さらに効果的な測定方法があれば提案を行うこと。